

農業委員会だより



遊休農地解消へ農地パトロール

黒潮町農業委員会(池内弘道会長、委員20人)は、9月30日、今年度の農地パトロールを実施しました。

今回は、午前中に大方地区、午後から佐賀地区の農用地区域内を中心にパトロール。遊休農地の現況・実態把握や許可案件の履行状況の確認、違反転用・不法投棄の発見に努めました。

今後は、10月から12月にかけて、町内を担当地区ごとに農業委員が交代で事務局職員とともに巡回調査します。



同委員会では、今後、調査結果を踏まえ、遊休農地の所有者に対し、利用意向調査を実施し、相談やあっせん、有効活用などに取り組み、遊休農地の解消につなげていくこととしています。

こんなときは・・・

農業委員会に相談しよう

- ◆農地を貸したい
- 耕作できないので貸したい。
- 周りの農家に迷惑かけたくない。

◆農地を借りたい

- 規模拡大して農地を耕作したい。
- 農地の集積を図りたい。

農業経営基盤強化促進法

(利用権設定等促進事業)による貸し借り

農地の貸借や売買については、農地法の許可を受ける方法と、農業経営基盤強化促進法に基づき市町村が定める農用地利用集積計画により、農地の利用権を設定・移転する方法があります。

農業経営基盤強化促進法による方法は、手続きが簡単で、安心して農地の貸借ができるため、農地の有効利用に役立っています。

◆貸したい方のメリット

- 農地法の許可が不要です。
- 貸した農地は期限がくれば、離れ作料を支払うことなく確実に返してもらえます。
- (利用権の再設定により継続して貸すことができます。)

◆借りたい方のメリット

- 農地法の許可が不要です。
- 契約期間は安心して利用でき、また、合意が整えば契約を更新することもできます。

※利用権の期間満了の時期が近づいたら、農業委員会より貸借の当事者に利用権の再設定の有無の確認通知をお送りします。

農業者年金について

【農業者年金の特徴】

- ①積立方式・確定拠出型で、年金額が加入者・受給者数に左右されない、少子高齢化時代に強い制度です。

- ②「国民年金の被保険者」「年間60日以上農業に従事」「60歳未満の人」であればだれでも加入できます。

- ③認定農業者には、保険料の手厚い国庫補助があります。認定農業者だけでなく、家族経営協定を締結し、経営に参画している配偶者、後継者も対象になります。

- ④月額2万円から6万7千円までライフプランに合わせ保険料を選択できます。

- ⑤保険料が全額社会保険料として控除されます。支払われる年金についても公的年金控除が適用されます。

- ⑥途中で脱退しても積み立てた保険料に応じ年金を受け取ることができます。また、加入者、受給者の方が80歳までに死亡した場合には、80歳までに受け取れるはずであった年金を死亡一時金として遺族の方が受給できます。

○お問い合わせ

農業委員会事務局

☎ 43-1888(直通)

または、地元農業委員まで